

## 令和2年 八潮市農業委員会10月総会 議事録

- 1 開催日 令和2年10月23日(金)
- 2 開催時間 午後2時00分から
- 3 会場 さいかつ農業協同組合八潮八條支店会議室
  
- 4 出席委員 14名  
会長 1番 大塚 一宏  
会長職務代理者 2番 小早川喜一  
委員 3番 大野ヒロ子 10番 新井 孝美  
4番 渋谷 稔 11番 臼倉 正浩  
5番 荻野 恭子 12番 鈴木 新一  
6番 齋藤 富子 13番 鈴木 隆  
7番 福岡 達則 14番 田中 幸夫  
9番 飯山 敏行 15番 松田 淳一
  
- 5 欠席委員 1名  
8番 小倉 雅樹
  
- 6 議事日程  
第1 会長挨拶  
第2 議事録署名人の選任  
第3 書記任命  
第4 議 事  
議案第18号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画承認の件
  
- 7 転用等届出受理報告  
報告第 1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件  
報告第 2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件  
報告第 3号 農地法第6条による農地所有適格法人の要件確認について  
報告第 4号 農地転用許可後の工事完了届について
  
- 8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 恩田 秋弘

係長 清水 茂

主任 後藤 涼子

開会 午後 2時00分

### ◎開会の宣告

○事務局長 定刻より少し早いのですが、皆さんおそろいですので、ただいまより八潮市農業委員会10月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員数は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の出席者は14名でございます。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、8番委員の小倉雅樹委員から欠席の連絡を受けておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

---

### ◎会長挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。

足元の悪い中、総会に出席していただきましてありがとうございます。

10月の今月は、昨年ほどではありませんが雨が多く、台風はそれほど多くもなく、大きな被害はなかったようですが、作物には結構影響があったように思います。このところ小松菜も少し高いし、寒さで生育が遅れている感じがします。

それから、最近、農地パトロールを行いましたところ、何件か不法投棄が田畑のそばで見られまして、昨日事務局と話をしたときには、市役所の近くでもあったみたいで、うちのほうはソファとかこたつとかが道路脇に捨ててありました。皆さんも、もしそういうのを見かけましたら市役所のほうに連絡していただきたいと思います。

本日の議案は1件ですが、最後までご協力よろしくお願いします。

○事務局長 大塚会長、ありがとうございました。

---

### ◎傍聴者について

○事務局長 本日の傍聴者につきましては出席の方がおりません。ご報告申し上げます。

---

◎資料の確認

○事務局長 ここで、資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせ願います。

- ①八潮市農業委員会10月総会次第 A 4 横
- ②令和2年度農地利用最適化活動活性化研修会DVD 1 枚
- ③令和2年度農地利用最適化活動活性化研修会の開催方法の変更  
について (資料 - 1)
- ④令和2年度農地利用最適化活動活性化研修会受講アンケート用  
紙
- ⑤令和2年度農業者年金加入推進特別研修会DVD・資料の送付  
ならびに研修会開催日程の報告のお願い (資料 - 2)
- ⑥八潮市農産物放射能濃度測定結果 (10月分) (資料 - 3)
- ⑦女性農業委員の取組事例報告書 (資料 - 4)

東松山市高坂地区における農地中間管理事業を紹介した資料が埼玉県農業会議より送付がありました。今後の活動の参考にしてください。

⑧八潮市農業委員会慶弔規定

こちらは先月の総会で皆様に確認いただきまして、第4条3番の「八條、潮止、八幡地区別の当該委員全員」の部分と、4番の「疾病、負傷等見舞」の対象者から「及び配偶者」の部分を除いて、改めて印刷したものとなりますので、ご確認の上、保存しておいてください。

⑨農地転用許可制度マニュアル

こちらは先月の研修会でお配りできなかった冊子になります。農地の転用許可事務を理解する上で大変参考になるマニュアル本になっておりますので、活用していただきたいと思えます。

以上でDVDを含めまして9点になります。資料の漏れ等はありませんでしょうか。

○1番(大塚一宏委員) 漏れはないんですけども、このDVDは見たら返すんですか。

○事務局 必要な方はそのままお持ちいただいて、不要の方は返していただきたいと思えます。

○事務局長 ないようですので、資料の確認を終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次第に基づきまして、議事に入りたいと思えます。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

次第3の議事録署名人の選任から次第7のその他まで、よろしくお願いいたします。

---

#### ◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

———— 委員より「はい」の声あり ————

○議長 ありがとうございます。

それでは、3番、大野ヒロ子委員、13番、鈴木隆委員にお願いします。

---

#### ◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、恩田事務局長にお願いします。

○事務局長 はい、わかりました。

---

#### ◎議案第18号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1号の規定による農用地利用集積計画承認の件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1号の規定による農用地利用集積計画承認の件になります。

8月から、体制が新しく変わりましたので、初めて出てきました案件につきましては、その概要を説明していきたいと思います。

まず、本議案は、農地の貸し借りなんですけれども、農地の貸し借りをする方法について

は、農地法第3条によるものと、こちらの農業経営基盤強化促進法によるものとがござい  
ます。

まず、農地法3条と比べてどこが違うのかといいますと、農地法3条で貸し借りしたもの  
については、借りた人の権利が強く保障されていまして、契約期間が終わってもその契約と  
いうのは自動的に更新となります。法律でそう決まっております。それで、貸している人が  
もうそろそろ返して欲しいと思っても、借りている人が、いや、自分はまだやりたいから続  
けるよと言うと、そちらの権利のほうが強くて、なかなか返してもらうことができなくて、  
トラブルになったりすることがありまして、貸すほうも貸し渋りが起きたりすることがあり  
ます。解約するには、基本的には埼玉県知事の許可を受けないと解約することができません。  
もしくは、貸している人、借りている人と双方、ある一定の期間ではあるんですけども、  
合意が取れた場合は解約することができるということで、そう簡単に解約できるものではな  
いので貸し渋りとか起きていたんですけども、こちらの農業経営基盤強化促進法によるも  
のは、要は、利用権の設定というものなんですけれども、誰々さんから誰々さんに貸したい  
という利用権の設定の申込書を市のほうに出します。そうすると、市は農用地利用集積計画  
というのをつくりまして、農業委員会に承認してくださいというものを出すこととなります。  
農業委員会で諮って承認が取れると、その報告を市長部局が受けまして、農用地集積計画が  
承認されましたので、この利用権の設定が成立しましたということを告示することによって  
有効になるんですけども、こちらは借りる人と貸す人の間に市が入るということで、安心  
して貸せるということと、契約期間が終われば確実に貸主のほうに戻ってきます。もちろん  
貸借を再度設定することもできるということで、こちらのほうが安全な貸し借りというこ  
とで、最近では農地法3条よりもこちらのほうが多くなっているような状況です。

もし、この間新任研修のときにお配りしたテキストシリーズの3なんですけれども、これ  
をお持ちの方は、8ページのほうを開きますと載っておりますので、後でご覧いただければ  
と思います。

以上でこの法律の概要のほうの説明を終わりにしまして、今回の案件の説明をしたいと思いま  
す。

番号1、借受人住所・氏名、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、貸付人住所・氏名、〇〇〇〇〇、〇  
〇〇〇〇、土地の所在、〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇〇、地目、畑、地積〇〇平米〇〇〇〇〇、畑、  
〇〇平米、合計〇〇平米、権利の内容は賃借権の設定、5年間です。申請事由としましては、  
経営規模の拡大となります。申出承認の根拠としまして、〇〇〇〇さんは認定農業者であり  
ます。農業専従者は2名おりまして、年間従事日数は1名が330日、もう一名が250日とな  
っております。現に耕作している農用地の面積は〇万〇〇〇〇平米となります。所有されて  
いる農機具としましては、耕耘機3台、トラクター1台、トラック1台、バックホー1台、

管理機4台というような中で農業経営をしていらっしゃる方でございます。

次に、場所の説明をいたします。

お隣の2ページをご覧ください。

市役所〇側の出口を右折しまして〇方向に向かいます。真っすぐ進みまして、〇〇〇のある〇差路の交差点を左折しまして、〇〇の〇〇方向にずっと進みます。〇〇の〇〇に突き当たるまで進みまして、突き当たったら右折しましてずっと〇〇沿いを走ります。真っすぐ行きますと、〇〇のほうに〇〇〇〇〇とか〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇とかがあるんですけども、そこをさらに〇〇〇のほう、こちらを真っすぐ行きますと、間もなく図上に着色してあります場所となります。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当代理の14番、田中幸夫委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○14番（田中幸夫委員） 14番、田中です。

現地に行ったところ何の問題もなく、そこに書かれていることに間違いありません。

以上です。

○議長 ただいま事務局と14番、田中幸夫委員より、農業経営基盤強化促進法第18条第1号の規定による農用地利用集積計画承認の件について説明がありましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

よろしいですか。

私から一つ質問なんですけれども、本件に関わるんですけれども、これの途中解除とかできなくなってしまったとかという場合は、役所のほうに何か書類報告みたいな形だけでよいのでしょうか。

○事務局 そうですね。まだそういったケースはないんですけれども、その際はまず相談いただきたいと思います。

○11番（臼倉正浩委員） 11番、臼倉です。

利用権設定、何件かやっているんですけれども、一回解除やるときに、一回利用権設定の解除の申請をして、それで終わりという形になったことがあるので、お互いの合意で終わりにしますという申請を出すのが、ほかの行政だとあります。

○議長 やはり行政に解約の申請を……

○11番（臼倉正浩委員） 申出という形で。

○議長 したんですね。

○11番（臼倉正浩委員） そうです。なので多分大枠としてないんですかね。

○事務局 書類上はお互いに契約を結んでやっていますので。ただ、途中でもし事情があつて

ということであれば、相談いただいて、間に入らせていただいて決めていくような形になると思います。

○11番（臼倉正浩委員） 基本契約は多分相対。その証明を市に出しているかたちです。

○議長 分かりました。

○事務局 こちらの農業経営基盤強化促進法で、この利用権の設定につきましては、農業委員会が積極的に関与して、協力してくださいということが明文化されていますので、もしそのような話が身の回りで起こりましたら、それを推進していただいて、まずは農業委員会に相談いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長 どうぞ。

○4番（渋谷 稔委員） 4番の渋谷なんですが、たしかこの土地には元々〇〇さんがビニールハウスを建ててあるんです。例えば、もちろん〇〇さんのほうでこの土地を返して、売却したいとか、そういうふうになった場合、上物が建っているわけじゃないですか。そうした場合どうなるのかな。ちょっとお話聞きたい。

○議長 事務局。

○事務局 恐らくその双方で話し合っただけということになるかなと。こちらでそのままにしろとか撤去しろとか、こちらからは言えないと思います。

○議長 11番の臼倉委員、そういう経験はないですか。

○11番（臼倉正浩委員） あります。実際は、契約自体はもう個々でやるという契約に必ずなっていて、ただ、その土地を利用する、農地を利用するということの許可だけが役所に行くだけなので、だから、ここでのトラブルに関しては、役所は基本的に関与はしないという多分立ち位置だと思います。

○議長 やはり双方で話し合っただけということなんですよ。

○11番（臼倉正浩委員） そうですね。だから契約をどういうふうにしているかで、更地にして返しますという契約をしていたら、もうどんな状況でもやはり更地にして返さなくてはいけませんし、契約で、もし先方の都合で解約となったときには、その移転費用とかそういうのを出してもらうという契約であれば、移転費用は出てくると思うんですけども。

普通の土地の契約とほぼ一緒ですね。ちゃんと契約しておかないとうまくいかないというのは事実だと。

○議長 よろしいですか。

あと、この承認の中には、その契約、今みたいな解約のときには撤去するとか、そういう契約内容は載せてはいないんですか。

○事務局 ないです。

○議長 分かりました。



ほかに何か質問、意見ありますか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思えます。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

———— 挙手全員 ————

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

---

### ◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6の転用等届出受理報告についてでございます。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について1件、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について14件、報告第3号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の要件確認について2件、報告第4号 農地転用許可後の工事完了届について2件ございますが、今月も会議時間短縮のため、読み上げはなしにしますので、ご了承ください。

それで、今から数分間、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後、質問がございましたらお願いします。3ページから9ページになります。

———— 資料確認 ————

○議長 そろそろよろしいでしょうか。

転用届出受理報告について、何かご質問ございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

ありませんか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 ないようでしたら、転用等届出受理報告は終わりとします。

また、最後に質問等設けますので、そのときに質問しても結構です。

---

### ◎その他

○議長 続きまして、次第7、その他にまいります。

その他につきましては、依頼事項が2件、報告事項が1件ございます。

まず、依頼事項1件目、令和2年度県農地利用最適化活動活性化研修会について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料1のほうをご覧ください。

こちら8月の総会のときに配付させていただいたものと同じものなんですけれども、毎年8月の終わりに羽生のほうでやっておりました農地利用最適化活動活性化研修会、こちらがコロナ禍の影響で中止になって、その代わりにDVDを作りましたので、これで研修してくださいという報告なんですけれども、こちら、見ると結構時間がかかりまして、8月、9月と結構総会時間が長かったこともありまして、この後でまた出てくるんですけれども、年金関係の研修もしてくださいという依頼のほうも来ておりまして、今月総会の場でこの研修をやるとちょっと時間が長くなって大変というところもありまして、DVDの視聴方法は、総会とかでなくても個人に1枚ずつ配って、それを視聴いただいても結構ですということでしたので、農業会議に研修のDVDを人数分焼いていただきました。

これを持ち帰って、ちょっとお忙しいとは思いますが、ご覧いただいて、研修を受けていただきたいと思います。

その際の注意事項なんですけれども、裏面のほうをちょっとご覧いただきまして、黒く影のついたところなんですけれども、こちらは必ず委員さん自身で見ただけで、外部で利用されることのないようお願いいたしますということです。

それと、受講後、別紙に受講アンケートがあると思うんですけれども、DVDを視聴した後、このアンケートに必ずご記入いただいて提出いただきたいと思います。

こちらのほう、送られた用紙を見ますと、令和2年度年度内に出していただければいいということなんですけれども、あまり先のほうにしてもちょっと忘れてしまったりすることもあると思いますので、今年中、12月の総会までにこのアンケートを提出いただきたいと思いますので、お時間を見つけてDVDのほうを視聴いただきたいと思います。

先ほど会長のほうからの質問にもありましたけれども、このDVDの取扱い、外部で利用されることのないようになっておりますので、視聴して、その後また保存して見たいという方は持っていていただいて結構なんですけれども、不要の場合は総会の際にこちらのほうに返却していただきたいと思います。

以上です。お手数かけますが、よろしく願いいたします。

○議長 それでは、皆さん、視聴されましたら必ずアンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

次に、依頼事項2件目、令和2年度農業者年金加入推進特別研修会について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料2のほうをご覧ください。

農業者年金加入推進特別研修会というのが毎年10月か11月に開催されておりまして、このところはずっと事務局のほうで出席していたところなんですけれども、今年はコロナ禍の影響で研修ができないということで、先ほどと同様にDVDに収録しましたので、それで研修を受けてくださいということです。

こちらのDVDのほうは著作権の関係とかもあるようで、一枚一枚コピーして各自に送って見てもらうということはできないということなので、こちらは機会を設けて研修を受けないとならないというものになります。

それで、その研修のお知らせなんですけれども、こちらは支障なければ、来月、11月の総会に合わせて開催したいと思っております。こちらは全部で80分ほどになるということですが、ご了承いただければ来月の予定に入れたいと思いますので、この場でご確認していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長 このDVDは、来月の総会前に研修ということで見ることにしたいと思っておりますが、よろしいですか。

○事務局 総会の前でよろしいですか。

○議長 総会の前でいいです。

○事務局 分かりました。

○議長 ということで、来月の11月の総会前にこの農業者年金の推進のDVDを見たいと思っております。よろしいですか。

それでは、次に、報告事項、八潮市農産物放射能濃度測定結果、10月分について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料3をご覧ください。

八潮市農産物放射能濃度測定結果（令和2年10月）。

今回は青耕会さんのご協力によりまして、10月6日、小松菜を測定しております。地域は八條になりまして、放射性ヨウ素、放射性セシウム、いずれも不検出となっております。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

最後になりますが、次回の日程について、事務局より説明があります。

○事務局 次回は令和2年11月25日火曜日になります。時間のほうは、最初に研修予定ということで、2時開始の予定となりまして、総会につきましては、研修時間を1時間半見まして、3時半からの総会ということで予定したいと思います。次回は11月25日火曜日、場所なんですけど、今度は八潮メセナの3階になります。八潮メセナ3階に会議室1、2ということで広めの会議室がありますので、会場がまた変わりますので、お間違えにならないようにしてください。

メセナにつきましては、入り口のほうに自動の体温測定器、それと消毒液が設置してありますので、測定器の前で手を消毒しながら、両方やっていただいて入場してください。体温が37.5度以下であることを確認の上、よろしくお願いいたします。

では、11月、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま事務局より11月の農業委員会の総会のご案内がありました。

それでは、最後になりますが、皆様から全体を通して何かありましたらお願いいたします。どうぞ。

○9番（飯山敏行委員） 9番、飯山ですけれども、毎年、ちょっと確認なんですけれども、この時期にたしか4市町の合同の研修会がありますけれども、これは完全になしということによろしいですね。

○議長 4市町の合同研修会は、先月でしたっけ。

○事務局 毎年10月にやっているのは今年はなしです。

○議長 先月の総会でお知らせしたと思うんですけれども、中止です。

○事務局 あと、埼玉葛地方協議会、埼玉葛の農業委員さんが集まって、例年三郷市の文化会館ホールでやっているものですが、そちらはまだ通知が来ていないようです。

○9番（飯山敏行委員） これから八潮市の新庁舎が多分造られると思うんですけれども、そのときに、今度は農業委員会専用の会議室というのは設けられるんですか。

○事務局 農業委員会室なんですけれども、私どもも大分要望はさせていただいていたんですけれども、今のところは特別に農業委員会室というのは、三郷市さんみたいな個別の部屋を用意されるというのは聞いていません。

ですから、庁舎内の会議室を利用する形で皆様をお願いするような形になるのかなというふうに思っております。新庁舎は今の市役所の庁舎の前に造って、ある程度形というというものではできたんですけれども、その細かい中の配置というのはまだこれから決まるということなので、要望はさせていただいております。

○9番（飯山敏行委員） 近隣の市町村ですと必ず専用の会議室がある。

○事務局 全部が全部あるわけじゃないんですけれども、三郷市さんなんかはありますけれども。今までなくて、皆さんあちこち移動していただいて大変ご迷惑をかけているところなんですけれども。

○9番（飯山敏行委員） 非常に移動が多いなど。ちょっと近隣に聞いてみたら、うちはちゃんと専用の会議室があるから、そこで大体。要するに、こんなことを言っただけは失礼ですけれども、この市町村が農業委員会をどう見ているかじゃないのかなと感じます。

○議長 要するに、建設のスケジュールは決まっているのか。

○事務局 今日手持ち資料がないのですが。

10月に入ってですが、市役所から駅の方へ向かって行くとコンビニがありまして、その手前を右に入って100メートルくらい行くと左側に3階建てのビルがあるんですが、そこへ、教育委員会が臨時教育委員会ということで移転しました。

この11月になりますと、別館も、解体工事が始まるということで担当のほうから聞いております。ですから、これからバリケードしながらいろいろ工事が始まり、庁舎前の駐車場のところが今度新庁舎の建設予定地になりますので、中央公園の南側は公園として残しまして、中間から北側は臨時駐車場ということで、工事に入ってきますので、いよいよ見える形で始まってくるかと思えます。

○議長 ありがとうございます。

ほかに何かご質問、ご意見。新人委員の方、聞きたいことは。もし聞きたいことがありましたら何でも構いませんから質問してください。逆に知らないところが多いから質問できないというのもありますでしょうけれども、もし気になったことがありましたら、いつでも質問してください。

○事務局 皆様のほうにちょっと報告をさせていただきたいと思えます。

埼玉県では、各界でご活躍されております方々の中から、特に功績顕著な方を埼玉県表彰規定に基づきまして表彰が行われております。このたび、大塚会長が農業委員会での長年の功績、ご尽力が認められまして、産業功労者として表彰されることになりました。

県民の日であります11月14日土曜日、午前10時から、県民の日の記念式典の中で表彰式が執り行われます。場所は埼玉会館の大ホールでということなんですが、このコロナ禍の中でございますので、大塚会長と私のほうで参加させていただきたいと思っております。大塚会長、誠におめでとうございます。

○議長 光栄なことです。

○事務局 私のほうで一緒に参加させていただきます。報告させていただきます。ありがとうございます。

もう一点なんですが、皆様もニュースでお聞きしているかと思うんですが、国のほうで高収益作物次期作支援交付金ということでお話が出ていまして、昨日ですか、農林水産大臣が頭を下げて、皆様にご迷惑をかけているというお話があったところです。

これは、コロナの関係での交付金ということで、今年の6月頃に交付金を、ぜひ活用してほしいということで、農協さんを通して受付をさせていただいているものですが、この内容が、昨日のニュースですと、二百数十億円の予算の中で、実際に申出が来たのが千何百億円ということで、桁外れて差があって、交付金が交付できないような形になっておりまして、現在県のほうからもこの見直しについてということで説明会を予定されているということなんですけれども、委員の皆様でこの交付金を活用されて申込みされたという方がいらっしゃ

いますか。今後また見直しということで説明会がありますので、また皆様に改めて報告するところが出てくるかと思いますが、そういうことが今動いているということで、ご報告させていただきたいと思います。

事務局からは以上でございます。

○議長 ほかに何かありますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 特にないようでしたら、これにて議長の席を下ろさせていただきたいと思います。皆様ご協力、大変ありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

○事務局長 大塚会長、議事の進行大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には慎重審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を小早川喜一会長代理よりお願いいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） 委員の皆様にはご多用の中、10月総会にご出席をいただき、そして慎重なるご審議をいただきましてありがとうございます。

コロナ禍の中、飲食店関係の売上が落ちまして、それに伴いお米の需要が減っております。お米が余ることなんで、今年の米価、概算ですけれども下がっております。お米余りの現象がまた顕著になってきたようなところがあるみたいでございます。米作をしている方が大変頭の痛いところだと思います。これから人口も減ってまいります。お米の需要も減ってまいりますけれども、少しでも皆さん、お米を食べていただいて、ご協力いただければと思います。

これで総会を終わります。ありがとうございました。

○事務局長 ありがとうございました。これにて散会といたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 午後3時00分